

カナダにおけるライブラリー・テクニシヤンの養成課程について

小室 沙絵

日本では、司書を専門職としての位置を定着させようとする動きがあるが、未だそれは適っていない。この図書館司書の専門性を確立する方法の一つとして、職階制の定着が考えられている。今後日本で職階制を定着させるためには、図書館における準専門職の教育課程について研究する必要がある。

については、本研究では、図書館における職階制が定着しているカナダにおいて、ライブラリー・テクニシヤンの養成課程を調査することで、図書館における準専門職教育において重要となる要素を明らかにし、職務と養成課程との対応関係を考察する。

研究方法は、文献調査を中心に事例研究を行う。事例とする教育機関は、カナダ図書館協会（Canadian Library Association: 以下、CLA と略す）の Web ページ掲載の 18 教育機関を対象に資料収集を行い、関連資料を収集できた 11 教育機関を分析対象とする。

具体的には、各教育機関のカリキュラムとカナダの『ライブラリー・テクニシヤン養成のためのガイドライン（以下、ガイドラインと略す）』とを比較し、図書館の準専門職に求められている要素を抽出し、その特徴を明らかにする。また、職務との比較については、CLA によるライブラリアンとライブラリー・テクニシヤンの職務を比較分類している『役割と責務の報告書（以下、報告書と略す）』を用いる。

ガイドラインをもとに、ライブラリー・テクニシヤン養成課程を検討した結果、ガイドラインで習得すべき能力として示されている 10 領域のうち、「目録分類と索引付け業務領域」、「レファレンス業務領域」、「技術技能業務領域」、「実践技能領域」の 4 領域は各教育機関において 1 科目以上が必修として開設されており、「資料収集業務領域」は各教育機関に必修とは限らないが 1 科目以上設置されていた。

一方、「相互貸借業務領域」、「図書館イベント業務領域」、「図書館促進業務領域」の 3 領域には科目を全く設置していない教育機関が 4 分の 1 程度存在した。

報告書の職務区分の領域・項目とガイドラインの習得すべき能力の領域・項目の比較を行った結果、ガイドラインによる分類のうち、「目録分類と索引付け業務領域」、「レファレンス業務領域」、「資料収集業務領域」の 3 領域に該当する職務項目数が多かった。

以上より、CLA のガイドラインは、図書館業務の全領域を網羅しているが、重要と思われる領域については細かく職務内容を項目区分するなど、準専門職の職務を明確化する方向が打ち出されている。

よってカナダでは、認定校制度をとっていないものの、準専門職課程において重要な基準として運用されているといえる。

（指導教員 溝上智恵子）